

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	伊万里市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.imari.saga.jp/10324.htm

執行機関名 伊万里市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	伊万里市重度障害者等日常生活用具給付等事業及び住宅改修費給付事業による日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第27号)別表第1 第5の項 伊万里市重度障害者等日常生活用具給付等事業及び住宅改修費給付事業による日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	(1)伊万里市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年伊万里市告示第104号)第1条 (2)住宅改修費給付事業実施要領(平成18年伊万里市告示第112号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	(1) この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第6号の規定に基づき、 <u>在宅の重度障害者等</u> に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、もって <u>重度障害者等の福祉の増進</u> に資することを目的とする。 (2) 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の <u>重度障害者</u> が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を給付することにより地域における自立の支援を図り、その <u>福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		(1)伊万里市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱 (2)住宅改修費給付事業実施要領